

令和7年4月28日

信用保証料の違算事案の発生について

このたび、中小企業の皆様にご負担いただく信用保証料の計算に違算（未収）が生じる事案が発生しました。関係する中小企業の皆様をはじめ、金融機関、関係機関・団体の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

違算（未収）の概要などは以下のとおりですが、本事案判明後直ちに所要の修正を行うとともに、関係する金融機関、関係機関等の皆様には速やかに謝罪と事情の説明をさせていただきました。

当協会としては、問題の重大性に鑑み、責任の所在を明確にしたうえで役職員の厳正な処分を行うとともに、今後、同様の事案が発生することのないよう確認体制の強化など再発防止に努めてまいります。

1 事案の概要

（１）判明した日

令和7年3月26日

（２）事実経過

鹿児島県中小企業融資制度（経営力強化資金）に係る当協会の電算システムの保証料率の入力作業において、県補助率を二重に入力する誤りがあったことが判明しました。当該保証料率については、事案判明後、直ちに修正を行い、翌3月27日以降は正常に計算されております。

なお、未収額（本来いただくべき信用保証料との差額）については、当協会における入力作業の誤りが原因であることなどを総合的に勘案して、関係する中小企業の皆様への追加負担のお願いは行わないこととしました。

（３）違算を生じた資金

経営力強化資金（県中小企業融資制度）

（４）保証料の違算があった期間

令和6年7月19日（制度創設日）から令和7年3月26日までの間の保証決定分

（５）発生した件数・金額

件数 210件

金額 32,337,102円（保証料の未収額）

（６）再発防止策

電算システムのプログラム修正作業時における確認体制を強化するため、協会内部の業務規程を改正のうえ、チェックリストの明確化、複数担当者によるチェックなどを徹底することとしました。

2 その他

鹿児島県中小企業融資制度については、当協会では鹿児島県から一部信用保証料の補助を受けております。今回の資金に係る信用保証料補助金については、県に対する請求は適正になされており、交付された補助金額の誤りはありませんでした。

<本件に関するお問合せ先>

鹿児島県信用保証協会	総務部	企画情報課 （矢元・上原）	電話：099-210-7387
	保証部	保証第一課・第二課 （修行・柚木崎）	電話：099-223-0271